

## 須坂市生活応援商品券事業 取扱店募集要項

須坂市は、物価高騰の影響を受けている市民の生活を支援するとともに、地域内の消費循環を促し、市内事業者を支援することを目的に、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した「須坂市生活応援商品券」を発行します。

本要項は、この商品券が使える事業者（取扱店舗）の募集要項を提示するものです。

### 1 商品券の概要

発行者	須坂市
商品券名	須坂市生活応援商品券
対象者	2026年3月1日現在で須坂市の住民基本台帳に記載されている全ての方 ※ 3月は転勤や就職等による住民異動が多いため、3月2日から3月31日までの間に住民基本台帳に記載された方も特別に対象とする。
配布額	対象者1人につき10,000円分 <内訳> 限定券…市内の中小店舗（1,000円×5枚） 共通券…市内の中小店舗及び大型店等（1,000円×5枚）
利用期間	2026年6月1日から8月31日まで

### 2 取扱店の登録資格・要件

須坂市内に事業所、店舗等があり次のいずれにも該当しない事業者。

- (1)暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団またはその構成員の利益になる活動を行う者
- (2)特定の宗教・政治団体に関わる場合や、業務内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- (3)その他、本事業の趣旨に合致しないと判断した者

なお、「限定券」及び「共通券」の対象事業者は下記のとおり。

(1) 限定券 (5千円分)	市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主が経営する市内にある店舗
(2) 共通券 (5千円分)	上記店舗及び上記以外の市内にある店舗

### 3 商品券の取扱い

資金決済法に準じる。なお、以下のものは利用対象外です。

- (1)不動産、資産価値を上げるような大規模リフォーム、家賃地代

- (2)金融商品、出資、債務の支払い
- (3)商品券、プリペードカードなどの金券、金銀等の貴金属(宝飾品は除く)等、換金性の高いもの
- (4)電子マネーの購入(チャージ)
- (5)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する業務(性風俗関連特殊営業)のうちにおいて提供されるサービス等
- (6)事業に関わる仕入れ等の支払い
- (7)国税、地方税、使用料等の公租公課(公営ギャンブルを含む)
- (8)その他、本事業の趣旨にそぐわないと市が判断したもの

#### 4 費用

参加費及び商品券換金手数料は無料です。

#### 5 募集期間

2026年2月17日(火)10:00~3月16日(月)17:00まで

※上記期間に申し込んだ事業者については、市内全世帯あてに送付する「取扱店一覧」に掲載します。

※上記期間以降に受付した場合は、須坂市ホームページにのみ掲載します。

#### 6 申込方法

オンライン申込フォーム(下記二次元コード)より申込。

オンライン申込に対応できない場合は、下記連絡先までお問い合わせください。

【申込フォーム】



(URL: <https://va.apollon.nta.co.jp/suzakaseikatsuouenken/>)

※市ホームページ「須坂市生活応援商品券」ページからも申込フォームにアクセスできます。

※申請書の提出後、現に事業を行っている事を証明するに足りる書類(法人の場合は決算書、個人の場合は確定申告書および決算書(収支内訳書)など。)の提出を求める場合があります。

＜市が委託した事業者＞

(株)日本旅行 長野支店

〒380-0821

長野県長野市上千歳町 1137-23 リアライズ長野ビル1階

営業時間:平日 10:00~17:00 定休日:土・日・祝日

専用電話(携帯)070-2473-1054

## 7 使用済み商品券の換金

換金請求期間	2026年7月1日～9月30日 祝日は除く ※上記期限を過ぎての換金には一切応じられません。
換金請求場所	須坂市役所 3階 304会議室 換金請求窓口
換金方法	(事業者) 換金窓口において「取扱店登録証明書」を提示し、使用済み商品券に換金請求書を添えて提出する。 (市) 請求書を受領した日から30日以内に指定された金融機関に振り込む。(定例の支払日は毎月「8」の付く日の月3回)

## 8 取扱店の遵守事項

市は、下記事項に反する行為が認められた場合には、換金の停止、登録取消し及び損害金の申し受け等を行うことができる。

- (1)商品券の取扱店であることが分るように、見やすい場所に事務局が交付するポスターの掲示を行うこと。
- (2)取引において、商品券の受け取りを拒んではならないこと。  
ただし、偽造が疑われる商品券及び不正に使用されていることが疑われる商品券は受取を拒否するとともに、当該事実を速やかに市に通報すること。  
※通常の注意を持ってすれば偽造されたものと分かる商品券については、換金に応じられません。
- (3)商品券を現金に換金しないこと。
- (4)商品券の額面に満たない場合でもつり銭は支払わないこと。
- (5)商品券による支払を受けた際は、再流通を防止するため券裏面に事業者名又は氏名等を記載すること。
- (6)商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (7)利用者から受け取った商品券は取扱店の責任において厳正に管理すること。  
※盗難、紛失、滅失等について市は一切の責任を負いません。
- (8)市と適切な連携体制を構築すること。
- (9)販売、換金等の事務的な手続きについては、後日配付されるマニュアルに従って行うこと。

## 9 取扱店の周知方法

- (1)募集期間までに申し込んだ取扱店は、市内各世帯あてに送付する「取扱店一覧」に掲載する。
- (2)市のホームページに掲載し、随時更新する。

## 10 届出事項の変更

取扱店は、登録事項に変更があったときは速やかに運営事務局に届け出るものとする。

## 11 その他

提出された申請書を審査し、取扱店として承認した場合は、5月下旬を目途に、取扱店登録証明書、取扱店用資材(ポスター、取扱店マニュアル等)等を郵送します。

## 12 問合せ先

参加店募集・換金に関すること	商品券事業全体に関すること
<p>(株)日本旅行 長野支店 〒380-0821 長野県長野市上千歳町 1137-23 リアライズ長野ビル 1 階 専用電話(携帯)070-2473-1054</p> <p>【WEB からの問い合わせフォーム】 QR コードをスマートフォンで読み取るか、 下記 URL からアクセスしてください。</p> <p><a href="https://qa.nta.co.jp/Q/ja/147704531/suzakasei/">https://qa.nta.co.jp/Q/ja/147704531/suzakasei/</a></p>	<p>須坂市役所 総務部 政策推進課 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂 1528 番地 1 TEL 026-248-9017(課直通) FAX 026-246-0750 E-mail : seisakusuishin@city.suzaka.nagano.jp</p>

※本事業は、須坂市が(株)日本旅行 長野支店に事務局を委託しています。